



労組周辺動向 No.89

2020年6月12日現在

1. 法・政策

(1) 厚生年金加入の検査権限を強化—企業の加入義務徹底が狙い

パートら非正規労働者への厚生年金の対象拡大を柱とした年金制度改革関連法が成立した。企業側が労使折半の保険料負担を免れるため意図的に厚生年金への加入を逃れるケースが相次いでいる現状を踏まえ、立ち入り検査の権限を強化した。働く人が将来厚生年金を受け取れるよう、加入義務の履行を徹底する狙い。

厚生年金は、フルタイム勤務の人は企業規模に関係なく加入義務がある。パートら短時間労働者は現在、従業員501人以上の企業で週20時間以上働くことなどが条件。関連法は企業規模の要件を2022年10月に101人以上、2024年10月に51人以上に広げる。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601826.pdf>

(2) 総額3.2兆円の2次補正予算が成立—新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策のための2020年度第2次補正予算は12日午後の参院本会議で、自民、公明、立憲民主、国民民主など各党の賛成多数で可決、成立した。

第2次補正予算は、一般会計歳出総額31兆9114億円。中小・零細事業者を対象とする家賃支援給付金（1事業者当たり最大600万円）や雇用調整助成金の日額上限の引き上げ（8330円から1万5000円）を盛り込む。学校再開に伴う感染症対策などに421億円も計上し、予備費を10兆円積んだ。財源は全額国債発行でまかなう。

本会議に先立つ参院予算委員会で、安倍晋三首相は巨額の予備費計上について「今後起こりうるさまざまな事態に対して雇用をなんとかしても守り抜くために必要な費用だ」として改めて理解を求めた。

「令和2年度補正予算（第2号）の概要」 財務省

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/sy020407/hosei020527b.pdf

2. 法違反・闘い

(1) 休業補償求めて個別指導塾のバイト講師がストライキ実施：「泣き寝入りしない」

学習塾「英才個別学院」で働く男性アルバイト講師が、休業補償を求めてフランチャイズ運営する「株式会社 D-ai」に対してストライキを実施。

加盟する労働組合「ブラックバイトユニオン」による会見で明らかにした。ストは同日中に実施され、要求が認められるまで無期限で続けられるという。

男性は大学を卒業後、院への進学を目指して昨年9月から働いている。ユニオンなどによると、塾は新型コロナの影響で4月8日～30日まで休業。アルバイト講師らのシフトもなくなったが、期間中の休業補償は支払われていないという。

組合は、支払いの決定は D-ai 社だけではできないと見ており、塾本部の株式会社エイサイコミュニケーションとの双方に支払いを求めていく。

(2) ヤマハ英語教室が講師に雇用制度導入へ

楽器大手ヤマハの子会社で全国で英語教室を展開する「ヤマハミュージックジャパン」が講師らに雇用制度を導入する方針を講師らでつくる組合側に提示した。講師らは会社の指示で社員と変わらない働き方をしながら労働者の権利を持たない「個人事業主」とされたため、組合を結成し、会社と交渉した。個人事業主が労働者として雇用される道を切り開いたのは異例だ。

約1,200人いる講師全体の約1割が加入する労働組合「ヤマハ英語講師ユニオン」によれば、講師らは「ヤマハ英語教室」で働く。同社と1年更新の委任契約を結び、教材の選定や勤務の時間や場所などについて会社の指揮命令を受け、働き方の裁量はほとんどない。労働者として扱われないため休業補償や最低賃金などの制度が適用されないという。

こうした実態を踏まえ、一部の講師が2018年に同ユニオンを結成。実態は労働者だと主張し、雇用契約の締結を求めて団体交渉に臨み、今年2月、会社側から2021年度中を目標に講師らと雇用契約を結ぶ制度を導入する基本方針が文書で伝えられた。現在、講師全員と雇用契約を結ぶよう会社側と交渉を続けている。

独立行政法人「労働政策研究・研修機構」が昨年、企業から委託を受けて仕事をし、報酬を得る働き手が約170万人に上ると初めて試算した。名ばかり事業主も含まれるとみられる。

(3) 「契約社員に支給されない寒冷地手当に大きな格差」正社員との"差は違法" 一日本郵便に損害賠償求め初弁論

正社員との間に手当や休暇などに違法な格差があるとして、日本郵便の元契約社員が日本

郵便に損害賠償を求めた裁判の初弁論が札幌地裁で行われ、被告側は請求棄却を求めた。

日本郵便の契約社員は正社員と同じ仕事をしているにもかかわらず、賞与や祝日手当の支給額に大きな差があるほか、住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当などは正社員だけに支給されている。

原告側は労働契約法で禁止されている「不合理な格差」にあたると主張し、日本郵便に対し約550万円の損害賠償を求めている。

この裁判は全国で行われていて、計約150人が原告になっている。

(4) ホテルの客室清掃員が不当な退職迫られ、有休取得も休業手当も受けられず

新型コロナウイルスの影響で休業した沖縄県的那覇市内のホテルで客室清掃をしていた従業員少なくとも7人が、雇用主の業務請負会社に有給休暇の未消化分の買い上げを条件に退職を迫られていたことが分かった。雇用主側は「会社の都合で退職届を書かせることはしていない。有休も申請があれば取得できる」とし、退職の強要を否定している。

従業員らはホテルの休館や業務縮小に伴い3月から勤務日が激減。5月の勤務はなく休業手当の支払いもない。雇用保険や社会保険に未加入にさせられた従業員もいる。勤務できなかった日に有休取得を申請したが会社は受け入れず、「仕事があるときだけ電話する」と言われ、待機させられた。

5月下旬に担当者から突然「制服を持って会社に来てくれ」と電話があった。翌日会社に行くと「退職届にサインして提出してほしい」と退職を勧められた。退職届が自己都合になっていたため「納得できない。サインできない」と拒否したが、6月上旬に「退職届を早く出すように」と催促の電話があった。担当者から「退職届にサインしたら、優先的に有休未払い分を支払う」と告げられ、サインした人もいるという。

(5) 雇い止めされた女性が勝訴：宇都宮地裁が「合理性認められない」と判断

宇都宮市の公益財団法人「グリーントラストうつのみや」の有期雇用嘱託職員だった女性が、無期雇用への転換申請が可能になる直前に雇い止めをされたのは不当とし、地位の確認を求め提訴した訴訟の判決で、宇都宮地裁は10日、「女性に対する雇い止めに合理性は認められない」として、原告の訴えを認めた。

1日の業務時間は18時間に上っていたとして、残業代の未払い賃金などを求めている。

(6) ビルメンテ会社の「名ばかり役員」に労災認定一月143時間の残業で「脳出血」発症

東京都内のビルメンテナンス会社の取締役だった男性が脳出血を発症したのは、長時間労働が原因だったとして、中央労働基準監督署が労災認定していた。

男性は1993年、都内のビルメンテナンス会社の代表者の誘いを受けて、入社した。その

後、取締役役に就任したが、会社の経営判断には関与しておらず、ほかの従業員と同じように設備管理業務をおこなっていた。

男性の肩書きは取締役だったため、労災認定にあたっては、労働者性が問題となった。

(1) 役員就任前後で業務内容に変化がない、(2) 役員報酬でなく給与支給だった、(3) 発症時まで雇用保険の資格を取得していた——などの実態から、総合的に労働者性が認められた。

また、タイムカードによる労働時間管理がなかったため、その算出も困難だったが、代理人側は、男性のスマートフォンに入っていた地図アプリ（グーグルマップ）のタイムラインの履歴をもとに算出した。あとから会社側が提出した業務日報と照らし合わせても齟齬がなかった。

3. 情勢・統計

(1) 休業者が過去最多、忍び寄る貧困 経済雇用をコロナ直撃

国内雇用にも新型コロナウイルスの影響が鮮明に表れてきた。緊急事態宣言で経済活動が止まった4月、有効求人倍率と完全失業率は共に悪化が進み、休業者は過去最多まで急増。5月以降はさらに経済・雇用への打撃が加速しており、専門家は「本当の危機はこれから」と警鐘を鳴らす。

会社から仕事を休まされた人や事業を休んだ自営業者などの休業者は597万人に。前年同月より420万人多く、リーマン・ショック直後のピークだった153万人の約4倍に上り、過去最多を記録した。これらの人たちが職場に戻れなければ、さらに雇用情勢は悪化してしまう。

(2) 「新型コロナウイルス」関連倒産状況

6月3日17時現在、「新型コロナ」関連の経営破たんが全国で210件（倒産152件、弁護士一任・準備中58件）に達した。2月2件、3月23件から4月は84件に急増。5月も83件に高止まりしていた。6月は1日が5件、2日は1件で踏みとどまったが、3日は一日の集計で最多の12件が判明した。

経営破たんした企業には、人手不足、消費増税、暖冬、新型コロナが4重苦となっている。

経営破たんは、表面化した数字以上に、水面下の動きにも注目が怠れない。

緊急事態宣言の解除を受け、各地で事業者への休業要請が大幅に緩和された。だが、新型コロナ感染防止のため制限も多く、消失した売上がコロナ前に回復するには時間が必要だ。

(3) 三重県、性的少数者を暴露する「アウティング」禁止の条例制定へ—都道府県で初

三重県は、LGBT など性的少数者への差別を禁止する条例を制定し、本人の許可なく性的

少数者であることを他人に暴露する「アウトティング」を禁止する条項を、都道府県として初めて盛り込む方針を示した。性的指向などのカミングアウトの強制も禁止する。有識者会議を設置して罰則などを議論し、2020年度中の制定を目指す。

(4) コロナで失職が半月で倍増し2万人超に：雇用急速に悪化

新型コロナウイルスの影響で解雇や雇い止め（見込みを含む）にあった働き手が2万人を超えたことが、厚生労働省が公表した集計でわかった。5月は11カ月で約1万3千人増えたが、1万人を超えてからは半月で1万人増えており、雇用情勢が急速に悪化していることを示している。

厚生労働省は2月から各地の労働局を通じて集計している。4月末時点では3,774人だったが、5月の連休明けから急増。5月21日時点で1万人を超え、5月末時点では16,723人だった。

6月5日までの1週間をみると、4,210人増えており、そのうち非正規の働き手が2,577人と6割超を占めた。業種別では、特に飲食業が多く、新たに1,362人が解雇や雇い止めにされた。このうち非正規の働き手が1,075人と、8割近くを占めている。